

権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一を維持し、保全し及び擁護することを、ここに厳粛に約束する。カンボジアの永世中立は、自由かつ公正な選挙の後に採択されるべきカンボジア憲法において宣言されかつ具現される。

2 この目的のために、カンボジアは、次のことを約束する。

- (a) 他の国の主権、独立並びに領土の保全及び不可侵を損なうことのあるすべての行為を慎むこと。
- (b) 他の国との間に自国の中立と両立しないすべての軍事同盟又はその他の軍事協定を締結することを慎むこと。ただし、このことは、固有の自衛権を行使し並びに法及び秩序を維持することを可能とするために必要な軍事装備、武器及び援助を取得するカンボジアの権利を損なうものではない。
- (c) 直接であるか間接であるかを問わず、いかなる形態によるものであっても他の国の国内問題に干渉することを慎むこと。
- (d) 自国の主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一と両立しない条約及び協定を終了すること。
- (e) 武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (f) 他の国とのすべての紛争を平和的手段によって解決すること。
- (g) 自国の領域又は他の国の領域を、他の国の主権、独立並びに領土の保全及び不可侵を損なうために使用することを慎むこと。
- (h) カンボジアに軍事要員を含む外国の軍隊をいかなる形態においてであれ導入し又は駐留させることを許可せず、並びに外国の軍事基地、要塞若しくは施設のカンボジアにおける設置又は維持を阻止すること。ただし、包括的政治解決の実施のため

216 カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一に関する協定(カンボジア中立協定)(抄)

署名 一九九一年一月三日(パリ)
効力発生 一九九一年一月三日

第一条(カンボジアの約束) 1 カンボジアは、その主

めに国際連合の授權に従う場合は、この限りでない。

第二条(他の締約国の約束) 1 この協定の他の締約国は、カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一を、あらゆる方法によって承認しかつ尊重することを、ここに厳粛に約束する。

2 この目的のために、他の締約国は、次のことを約束する。

- (a) カンボジアとの間にカンボジアの中立と両立しないすべての軍事同盟又はその他の軍事協定を締結することを慎むこと。ただし、このことは、固有の自衛権を行使し並びに法及び秩序を維持することを可能とするために必要な軍事装備、武器及び援助を取得するカンボジアの権利を損なうものではない。
- (b) 直接であるか間接であるかを問わず、いかなる形態によるものであってもカンボジアの国内問題に干渉することを慎むこと。
- (c) 武力による威嚇又は武力の行使を、カンボジアの領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (d) カンボジアとのすべての紛争を平和的手段によって解決すること。
- (e) 自国の領域又は他の国の領域を、カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一を損なうために使用することを慎むこと。
- (f) カンボジアの領域を、他の国の主権、独立並びに領土の保全及び不可侵を損なうために使用することを慎むこと。
- (g) カンボジアに軍事要員を含む外国の軍隊をいかなる形態においてであれ導入し又は駐留させることを慎み、並びに外国の軍事基地、要塞若しくは

施設のカンボジアにおける設置又は維持を慎むこと。ただし、包括的政治解決の実施のために国際連合の授權に従う場合は、この限りでない。

第三条(人権尊重に関する約束) (略)

第四条(非締約国への要請) (略)

第五条(違反の場合の措置) 1 カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一

又はここに定めるその他の約束の侵犯若しくは侵犯のおそれがある場合には、この協定の締約国は、これらの約束の尊重を確保するためにすべての適切な措置をとりかつ平和的手段によってそのような侵犯を解決する目的で、直ちに協議することを約束する。

2 このような手段はとりわけ、国際連合安全保障理事会への問題の付託又は国際連合憲章第三三条が定める紛争の平和的解決のための諸手段への付託を含むことができる。

3 この協定の締約国はまた、カンボジアに関するパリ会議の共同議長の援助を求めることができる。

4 カンボジアにおいて重大な人権侵害が発生する場合には、この協定の締約国は、国際連合の権限のある機関に対して、関連の国際文書に従ってそのような侵害を防止し及び抑圧するために適切なその他の措置をとるよう要請する。

第六条(効力発生)

第七条(加入) (略)

第八条(被寄託者)

カンボジアの復興及び再建に関する宣言(略)